調　　達　　公　　告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会　会長　平井　伸治

１　業務の概要

（１）業務の名称

ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務

（２）業務の内容

ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務仕様書による。

（３）委託期間

契約締結日から令和９年５月３１日まで

（４）予算額

金４，７７４，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

２　参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、下記（１）～（５）の要件を全て満たす単独企業、又は共同企業体とする。ただし、共同企業体の場合には、下記（２）の要件については、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいこととする。

なお、一提案者が複数の企画提案をすること、および代表構成員またはその他の構成員として複数の提案をすることはできない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第５０７号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「デザイン企画」に登録されている者であること。

（３）本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月１７日付出第１５７号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）県実行委員会と協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

３　審査会の設置

（１）審査会の名称

ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務企画提案審査会（以下「審査会」という。）とする。

（２）構成人数

審査会は４名以上の委員で構成することとし、県実行委員会事務局職員以外の外部有識者を２名以

上含むものとする。

4　評価方法

企画提案書の評価は、審査会において、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対し、各委員が「ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）の審査項目ごとに採点した点数（１００点満点）の平均について、最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

5　最優秀提案者の選定方法

（１）４により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

（２）審査の結果、同点の場合は審査委員の合議によって最優秀提案者を選定する。

6　手続き等

（１）書類の提出先及び問合せ先

〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０番地
ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会
（鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局関西ワールドマスターズゲームズ課内）
電話：０８５７－２６－７９１０
電子ﾒｰﾙ：kansai-wmg@pref.tottori.lg.jp

（２）企画提案書作成要領等の各種書類の交付

令和８年１１月２日（月）から同年１１月２４日（火）までの間に、鳥取県関西ワールドマスターズゲームズ課ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び時間

令和８年１１月２日（月）から同年１１月２４日（火）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

６の（１）に同じ

7　参加表明書等の提出

本企画提案への参加を希望する者は、次の書類を県実行委員会に提出すること。

（１）提出書類

ア　企画提案参加表明書（様式２）
イ　会社・団体等概要（様式３）
ウ　共同企業体協定書（写し）
※案でも可。案の場合は企画提案書の提出時に協定書の写しを提出すること。

（２）提出方法

持参又は郵便等により送付すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ただし、持参の場合は、午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）とする。

（３）提出期限

令和８年１１月２４日（火）午後５時まで（必着）

８　参加資格の確認

（１）参加資格の確認結果

７（１）の提出書類により、参加資格の確認を行い、その結果を令和８年１１月２６日（木）以降、書面により通知する。

（２）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

（３）参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、令和８年１１月３０日（月）午後５時まで（必着）に、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

県実行委員会は、書面提出後１週間を目途に書面によりその理由を説明するものとする。

９　企画提案書の提出

（１）提出書類

企画提案への参加通知を受けた者は、「ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務企画提案実施要領」（以下「実施要領」という）に基づき、企画提案書等を作成し、提出期限までに正本（１部）及び副本（６部）を提出すること。

（２）提出方法

持参又は郵便等により送付すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ただし、持参の場合は、午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）とする。

（３）提出期限

令和８年１２月１日（火）午後５時まで（必着）

10　プレゼンテーションの実施

審査要領に基づき、企画提案書によるプレゼンテーション審査を行う。

なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとし、プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

（１）日時

令和８年１２月４日（金）を予定（詳細時間は、参加者に別途連絡する。）

（２）場所

鳥取市内を予定（会場は、参加者に別途連絡する。）

（３）プレゼンテーションの時間

１提案者あたり３５分以内（説明２０分以内、質疑応答１５分以内）

（４）説明者

１提案者あたり４名以内（補助者を含む。）

11　契約の締結

県実行委員会は、審査会が選定した最優秀提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して、ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務委託契約（以下「契約」という。）を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

12　契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）第１１３条第１項（「知事」は「実行委員会長」と読み替える。）に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第１１２条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13　スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて前後する場合もある。

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	１１月　２日（月）	
質問書提出期限	１１月１８日（水）	様式１
質問回答	１１月２０日（金）	
参加表明書等提出期限	１１月２４日（火）	様式２、３
参加資格確認結果通知	１１月２６日（木）	
（参加資格不認可の場合）理由説明要求期限	１１月３０日（月）	
企画提案書提出期限	１２月　１日（火）	様式４、５、６
審査会開催	１２月　４日（金）（予定）	
審査結果通知	１２月上旬（予定）	
契約締結	１２月中旬（予定）	

14　その他

（１）企画提案書の無効

ア　２の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ　プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は無効とする。

（２）提案者の失格

県実行委員会は、提案者のうち審査委員や実行委員会事務局に事前に不正な働きかけ等を行った者や、提出書類に虚偽の内容を記載した者については失格とする。

（３）審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県関西ワールドマスターズゲームズ課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kansai-wmg/）で公表するものとする。

（４）企画提案書の取扱い

企画提案書は返却しない。

なお、県実行委員会に掲出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成１２年鳥取県条例第２号）

第３８条の規定を適用するが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

（５）プロポーザル参加にかかる費用負担

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（６）著作権の取扱い

ア　選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は県実行委員会に帰属し、無償で県実行委員会に譲渡するものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ　選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ　県実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。また、企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

（７）暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県実行委員会が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を県実行委員会に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（８）その他

ア　詳細は、「ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務企画提案実施要領」による。

イ　「ワールドマスターズゲームズ２０２７関西鳥取県実行委員会WMG版鳥取滞在・周遊ポータルガイド制作業務仕様書」については、契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更することがある。